

# 社会貢献への取り組み

公社では、地域社会を始めとするさまざまな社会の中で、応分の貢献ができるように努めています。

ここではその取り組みの一部をご紹介します。

ここで紹介する取り組みについては、民営・分社化後も引き続き継続してまいります。

## 非常災害時の対応

平成18年度は、7月に発生した豪雨の被害、能登半島地震の被害などに対して災害救助法が適用になり、表1「非常災害時の主な救援対策」に示す主な救援対策を実施しています。

表1【非常災害時の主な救援対策】

	救援対策	支援内容	取扱内容
郵便	郵便はがきなどの無償交付	被災者1世帯につき郵便はがき5枚、郵便書簡1枚を無償で交付	取扱局 災害救助法が適用された市町村内に所在する郵便局
	郵便物の料金免除	被災者が差し出す郵便物の料金を免除	取扱局 被災地域内に所在する郵便局(簡易局を含む) 料金を免除する郵便物 封書、はがき、電子郵便(レタックス)、盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物 特殊取扱料金は「速達」のみ免除
		非常災害時の救助用として、救援団体あての現金書留や小包郵便物の料金を免除	取扱局 全国の郵便局(簡易局を含む)
	避難所への配達	被災地への配達に際し、全地域で原則として各戸配達を実施。避難されている方へは避難所に配達	
不在留置期間の延長	避難先・転居先不明で配達できない郵便物については、災害発生日から一定期間郵便局に留め置き、郵便局や避難所へお知らせ文を掲出		
郵便貯金	災害義援金の無料送金サービス	被災者の救助団体にあてた災害義援金の送金手数料を無料にする扱い(ATMまたはパソコン、携帯電話および電話、FAXでの送金は有料)	取扱局 全国の郵便局(簡易局を含む)
	通帳などを紛失された被災者への非常取扱い	家屋の倒壊や焼失などで貯金通帳、証書、印章などをなくされた場合でも、本人と確認できれば郵便貯金を払い戻す非常取扱い	
簡易保険	保険料払込猶予期間の延伸および保険金などの非常即時払の取扱い	避難生活などで保険料の払込みが困難な方のために、保険料の払込み猶予期間を延伸。また、保険金などの非常即時払いを実施	取扱局 被災地域内に所在する郵便局(簡易局を除く)

## 地域社会への貢献

### ひまわりサービス

過疎地域における70歳以上の一人暮らしの高齢者および高齢者夫婦世帯を対象とした在宅福祉支援サービスを推進しています。ひまわりサービスは、過疎地域の地方公共団体、社会福祉協議会などと郵便局が協議の上、実施しています(平成19年3月末現在、151の市町村で実施)。

#### 励ましのメッセージのお届け

小学生などに書いてもらった励ましの文や絵を毎月1回程度、郵便により対象世帯にお届けしています。

#### 生活用品などの配達サービス

対象世帯から生活用品などを注文するはがきを受け取り、注文品を郵便小包としてお届けしています。

#### 外務職員による励ましの声かけ

外務職員が、対象世帯あての郵便物を配達する際、直接手渡し、「お元気ですか」などの励ましやいたわりの声かけを行っています。

#### 郵便物の集荷サービス

対象世帯が差し出したい郵便物がある時に郵便局の職員が、その郵便物の集荷を行っています。